

藤澤衛彦の伝説観考

— 『日本伝説叢書』を中心として —

関根 綾子

はじめに

大正時代、高木敏雄と藤澤衛彦は、伝説研究の第一人者として認識されていた。大正十一年（一九二二）に大阪の朝日新聞社が出版した『山の伝説と情話』⁽¹⁾では、高木敏雄、藤澤衛彦が寄稿している。この本の趣旨説明をした冒頭文では、「尚ほ『日本伝説叢書』の著者藤澤衛彦、神話学の研究者高木敏雄、両氏に寄稿を乞ひ、本書の巻頭に掲載いたしました。」と記す。翌年、同社から出版した『海の伝説と情話』⁽²⁾の冒頭文では、「尚ほ神話伝説の権威者たる藤澤衛彦氏が、『海洋伝説系統と其の環境に就いて』の一篇を巻頭に寄せられたのは、感謝するところであります。」と記している。

高木敏雄は、大正二年（一九一三）に郷土研究社から『日本伝説集』⁽³⁾を出版した。この書は、「東京朝日新聞」が明治四十四年（一九一三）十二月から「民間伝説及童話募集」⁽⁴⁾の広告を出

し、集まった伝説を高木敏雄が編纂した伝説集である。『日本伝説集』は、現在でも伝説研究の上では欠かせない書である。しかし、各地の伝説を網羅していない。

近代に入り、日本各地の伝説を最初にまとめたのは藤澤衛彦である。藤澤は、大正六年（一九一七）四月に、『日本伝説叢書 北武蔵野の巻』を出版した。その後も各地域の伝説集を出版した。しかし、藤澤衛彦の伝説研究は、日本民俗学の研究史では、ほとんど顧みられることがなかった。⁽⁵⁾

本稿では、藤澤衛彦の伝説研究を再評価するため、『日本伝説叢書』の分類を中心に、藤澤の伝説観を考察する。

一、『日本伝説叢書』の説明

まずは『日本伝説叢書』の説明をする。発行者と発行所は、日本伝説叢書刊行会、編著者は藤澤衛彦である。

各巻の構成は、ほぼ統一されている。冒頭が、土地の伝説に

まつわる事物の写真、序文、伝説の解説をした緒言、次が目次、伝説である。巻末には附録として「古城址一覧表」を載せている。⁶⁾

伝説は、国（県）の説明から始まり、郡の説明、郡内の伝説という順番で配列されている。「風土記」と同じ配列である。

各巻の書名と発行年月は、以下の通りである。大正六年（一九一七）に出版されたのは、『北武藏の巻』（四月）、『阿波の巻』（六月）、『信濃の巻』（七月）、『上総の巻』（十月）である。大正七年（一九一八）は、『伊豆の巻』（二月）、『播磨の巻』（四月）、『明石の巻』（六月）、『佐渡の巻』（十二月）、大正八年（一九一九）は、『下総の巻』（二月）、『安房の巻』（三月）、『讃岐の巻』（六月）、『伊賀の巻』（七月）、大正九年（一九二〇）は、『和泉の巻』（九月）である。ただし、続巻も計画していた。『日本伝説研究』第三巻の「緒言」では、

然も震災は、一方わが努力の「日本伝説叢書」（既巻十三巻）を、其刊行会と未発行十二巻分の原稿と共に焼失せしめ、「日本歌謡叢書」又僅に三巻を発行し得たのみで続稿数巻を焼失せしめて、事業中絶の余義なきにいたらしめた。（二頁）

と記す。大正十二年（一九二三）に起こった関東大震災により、日本伝説叢書刊行会の発行所と未完の十二巻分の原稿が焼失した。そのため、続巻が発行できなかつたと説明している。全国

の伝説を網羅し、『日本伝説叢書』を完成させる予定だったと思われる。

『日本伝説叢書』は、四六判で奥付では非売品と記す。書店などで販売したのではなく、会員に郵送する形で頒布していた。⁹⁾

藤澤衛彦は後年、『図説日本民俗学全集』第一巻で、『日本伝説叢書』の成り立ちを

「日本伝説叢書」は、当時、会員制のもとに頒布された。約八百人の会員が、まず、「日本伝説学会」名簿に記入され、そのなかから、県別に、問いあわせ人をきめた。森林太郎（鷗外）、喜田貞吉両博士を学会顧問とし、田中泰山君を相談役として、種別項目を検討した。¹⁰⁾

と回顧する。

この文章の中で名前が出てくる、森鷗外と喜田貞吉は、『日本伝説叢書』の巻末でも顧問として名前が記されている。しかし、兩名の寄稿はない。また、藤澤衛彦も兩名とのつながりを記していない。そのため、森鷗外と喜田貞吉が、どのように『日本伝説叢書』に関わっていたかはわからない。

会員名簿の存在を記しているが、現在では手に入らないようだ。藤澤衛彦が編集した日本伝説学会発行『伝説』には、会員名簿が大震災で焼けてしまったため、会員は連絡してほしいとの広告が掲載されている。¹¹⁾ 名簿が焼失してしまったため、会員、

県別の問い合わせ人の名前と具体的な役割、そして『日本伝説集』のように会員から伝説を募集したかは不明である。

ただ、藤澤衛彦に話を報告する人がいたことはわかる。『純日本童話集 第一集』の「ちよんきりのちよんさん」の解説では、「自分の伝説叢書の会員である八王子の中村成文氏の生国は、越中国ださうだが、その国の地方では、継母が、継子を悪み、実子を愛する事から、長い名は長命ならしめると考へ、実子に長い名をつけ、継子には短い名をつける事になつてゐる。」と、日本伝説叢書の会員から聞いた話を記す。

また、『日本伝説叢書』収録の伝説でも、話末に報告者名が記されている話がある。

印旛郡船穂村大字船尾の神官船穂氏の家では、村の氏神、宗像神社が御嫌ひなさると言ふので、生薑を作らぬ。但し他の家では作る。其神官の分家たる香取秀眞氏の生家では、生薑は作るが、玉蜀黍を作らぬ。玉蜀黍を作ると、家に不吉なことがあると言つて居る。氏の父母は隠居をし、後に別家した。家が違つて居るから差支あるまいと、母が玉蜀黍を作つた処が、其年の暮に父が急病で死んだ。母は非常に驚いたが最早取りかへしが付かぬ。其事は誰にも話したことはなかつたが、二十幾年か経た此頃になつて、始めて秀眞氏に其話を聞かしたといふことである。（香取秀眞氏記）【『下総の巻』「作物禁忌」一一二頁】

香取秀眞の報告である。香取家の本家である船穂家では、シヨウガを作らないという作物禁忌と併せて、香取家の作物禁忌、そして、作つてはいけないトウモロコシを作つてしまつた、報告者の母の話も報告している。

伝説が報告されただけではない。藤澤衛彦の元には、伝説に関連する書物も送られてきた。

その後、この橋の上に言ひ伝へられたと思はれる伝説について、宮川勇氏は、片山寛氏の「英文みだれ草」にあるものを、著者に種々の材料と共に報ぜられた。今、暫く、考証を止め、水内橋の人柱伝説としての、その全文を載せて置く。【『信濃の巻』「水内橋」九九頁】

宮川勇が片山寛が著した『英文みだれ草』¹³を送つてきたと記す。宮川勇のように、地元の伝説が記載された書物を送つてくる人もいたらしい。

二、『日本伝説叢書』と『日本伝説集』の分類

土地の人にその土地の伝説を報告してもらう方法は、高木敏雄の『日本伝説集』の採話方法と類似している。ただし、『日本伝説集』の元となる「東京朝日新聞」の「民間伝説及童話募集」

20	城跡伝説(城跡・居所・城将・戦争・守護神・落城・白旗・白鳩・旗立・武器)	城跡伝説(6) 城跡伝説及長者伝説(甲)
19	人柱伝説(人柱・身代・人身御供・誓供・人身生理)	(20) 人柱伝説
18	幽霊伝説(怨霊・報恩・依頼・子育・生霊・死霊・人魂・泣声)	(19) 民間信仰篇(乙) 怨霊伝説
17	山姥伝説(山父・山姥・山童・山男・髻坊主・毛坊主)	(13) 英雄伝説に「口 枕木山」という題で、山姥伝説が収録
16	怪光・魔水 怪奇伝説(七不思議・人影・化身・蛇身・分身・痣鯨・火柱・怪火・怪光・魔水)	(19) 民間信仰篇(乙) 怨霊伝説(一) 怨霊伝説に「二血の池」という題で、火玉伝説が収録
15	魍・通り魔・怪獣・妖鳥・怪魚	(19) 民間信仰篇(乙) 怨霊伝説(一) 怨霊伝説に「二血の池」という題で、鬼女伝説が収録
14	鬼魔伝説(鬼・鬼女・天邪鬼・鬼賊・鬼神・天狗・魔女・魔神)	(12) 犬神伝説及人狼伝説(甲) 犬神伝説、(乙) 人狼伝説、(17) 義犬塚一名狼神退治伝説
13	義犬塚・動物報恩・人狼	(12) 犬神伝説及人狼伝説(甲) 犬神伝説、(乙) 人狼伝説、(17) 義犬塚一名狼神退治伝説
12	祭神伝説(諸神説明・縁起・神跡・人文祖神・邪神・福神・崇罰)	(18) 縁起伝説(戊) 神跡伝説
11	宗教的伝説(縁起・靈跡・高僧伝・再生・教化・靈杖・崇罰※(d) 呪咀)	(18) 縁起伝説(甲) 宗教的縁起伝説、(19) 民間信仰篇(甲) 呪咀伝説
10	九十九伝説(妨碍・天邪鬼・鶏啼・物争・力競)	(3) 九十九伝説
9	金鶏呪咀伝説(財宝呪咀・竜宮・血餅・金縛)	(7) 金鶏呪咀伝説
8	長者伝説(長者址・出現成功・陥落不成功・日輪招戻・如意宝珠・金紐・宝鏡・埋金・樞持込・民間運命信仰)	(6) 城跡伝説及長者伝説(乙) 長者伝説

32	湖沼伝説(出現・主・湖沼退治・姥池・鞍掛沼・竜蛇・人蛇・物影・投身・片目魚)	(10) 沈鐘伝説(丙) 鞍掛沼伝説、(11) 水界神話的伝説(甲) 水界神話的伝説(一) 竜蛇伝説、(二) 湖沼伝説(二) 人沼伝説、(二) 人蛇伝説、(19) 民間信仰篇(乙) 怨霊伝説(二) 姥池伝説
31	山岳伝説(山岳出現・精霊・両岳背競・戦争・双子山・変態)	(2) 巨人伝説及両岳背比伝説(乙) 両岳背比競伝説
30	河童伝説(河童・河童葉・河童駒引)	(11) 水界神話的伝説(甲) 水界神話的伝説(三) 河童伝説
29	八百比丘尼伝説(人魚伝説・仙神伝説(徐福式・入唐))	(18) 縁起伝説(丙) 湧泉伝説に「ホ 孝行水」の題で、養老伝説が収録
28	姥捨伝説(養老・姥捨)	(18) 縁起伝説(丙) 湧泉伝説に「ホ 孝行水」の題で、養老伝説が収録
27	養老伝説(養老・子也清水・酒泉)	(18) 縁起伝説(丙) 湧泉伝説に「ホ 孝行水」の題で、養老伝説が収録
26	竜宮伝説(竜宮・浦島式・水底機織・蜃気楼)	(11) 水界神話的伝説(丙) 竜宮伝説及機姫伝説(二) 竜宮伝説
25	水界神話(水神・湧泉・靈水・名水・潮吹・渦巻・水無瀬・波女男波)	(11) 水界神話的伝説
24	天界神話(太陽・月陰・星辰・雷電・風雲・雨雪・虹)	(8) 腕貸穴伝説(9) 抜穴伝説
23	古穴伝説(人穴・抜穴・底無・怪住・岩戸・風穴・腕貸穴・宝库)	(8) 腕貸穴伝説(9) 抜穴伝説
22	墳墓伝説(墳墓・物塚・糠塚・比翼塚・貝塚)	(8) 腕貸穴伝説(9) 抜穴伝説
21	白馬伝説(白馬・神馬・白馬白装束・名馬・馬蹄跡)	(6) 城跡伝説及長者伝説(甲) 城跡伝説に「二 白馬白装束」の題で、白馬白装束伝説が収録

33	沈鐘伝説 (沈鐘・泣声・捨鐘)	(10) 沈鐘伝説(甲 純粹沈鐘伝説、乙 変形沈鐘伝説)
34	岩石伝説(化石・奇石・力石・子持石・靈石・成長・神石・陰陽・呪痕・石芋・石泣)	(5) 石伝説
35	草木伝説(巨木・神木・靈木・精靈・怪草・靈木・御木・森林・二本木・名木・杖立・箒木・飛木・目標・何ちやもんぢや・片葉・筆塚)	(4) 樹木伝説(甲 巨木伝説、乙 二本木伝説及杖立伝説、丙 縁起伝説、丁 箒木伝説)
36	民間説話的伝説(口碑・童話・お国自慢・頓智・薄馬鹿・夢・化され・人喚・魔術的・秘授・歌謡・俚諺説明・民間信仰・風俗・禁呪卜占・治療・擲毛)	(19) 民間信仰篇(甲 呪咀伝説、(二) 怨霊伝説、(一) 怨霊伝説、(二) 姥池伝説)、丙 雑・民間説話篇(21)
37	天然伝説(動物警諭・動物戦争・化生・変身・屍体・植物警諭)	(22) 天然伝説・(23) 准天然伝説
38	史伝的伝説(史伝的・稗史伝的・逸話的・御幸・歌舞伎)	
39	特種動物伝説(鰐・百足・犀・蝸・蟹・猫・鼯・蜘蛛・狸)	(11) 水界神話的伝説(甲 水界神話的伝説(二) 蜘蛛伝説)
40	音楽的伝説(秘授・笛伏・鸚鵡式・山彦・馬鹿囃子)	
41	器物伝説(器物精霊・鏡・劔・曲玉)	

- ※ (a) 「1 説明伝説」など最後に伝説がつくものを大分類、() 内の分類を小分類とする。
- ※ (b) 「2 巨人伝説及両首巨腕伝説」など、最初に数字がつくものを大分類、甲、乙がつくものを小分類とする。
- ※ (c) 「神跡」は、「開闢伝説」と「祭神伝説」にある
- ※ (d) 「崇罰」は、「宗教的伝説」と「祭神伝説」にある

並べてみると、『日本伝説叢書』と『日本伝説集』の分類名が似ていることがわかる。偶然の一致ではないだろう。恐らく、

藤澤衛彦は、『日本伝説集』を参考にして、『日本伝説叢書』の分類をしたのだと思われる。¹⁵⁾

全体的に『日本伝説叢書』の方が分類が細かい。そして、『日本伝説集』では、第十一 水界神話的伝説↓(甲) 水界神話的伝説・(乙) 湖沼伝説・(丙) 竜宮伝説及機姫伝説のように、総括的な分類から具体的な分類へと、系統づけて分類している。しかし、『日本伝説叢書』では、総括的な伝説名の「宗教的伝説」と具体的な「河童伝説」を、ともに大分類としているなど、両書の分類の項目立てが異なる点もある。

A 『日本伝説叢書』と『日本伝説集』の分類名は同じだが、概念が異なる分類

『日本伝説叢書』、『日本伝説集』ともに、「民間説話的伝説」(36) ≪日本伝説叢書≫ 広告の番号。以下同じ、「天然伝説」(37) を大分類に項目立てしている。(なお、高木敏雄は「民間説話篇」と名づける。「伝説」はついていないが「民間説話的伝説」と「民間説話篇」は類似のものと考えてよいだろう。ただし、概念は異なる)。

高木敏雄は「著者による解説」で、「古屋の漏」などの昔話を「天然伝説」に分類して伝説集に収録したことを、次のように説明する。

動植物の起原や形態を説明する説話は、厳正な意味に於ての伝説でなく、寧ろ民間童話の一種と見る方が適當であるかも知れぬ。動物警諭譚一名鳥獸警諭譚は、全然童話の部に属する形式である。併し實際の例に就て見ると、同じ天然伝説の中にも、神話や伝説に附随してゐるものもある。(二七三頁)

「古屋の漏」などの動物警諭譚は、形式としては童話(昔話)である。しかし、動物警諭譚は、猿の尻尾が短い理由、フクロウが昼間に活動しない理由など、鳥獸の由来として伝説や神話に付随する。そのため、伝説として収録したと説明する。高木敏雄は「伝説」と「昔話」(高木のいう「童話」)の違いを意識しつつも、鳥や動物の由来につながる「昔話」を伝説集に収録した。その他の「民間説話篇」に収録した話でも、「越中国では、『門家の婆々にも用がある』と云ふ俚諺がある」(二二六頁)のように、由来に関する話が収録されている。

一方、『日本伝説叢書』では、昔話だけではなく、笑話、世間話など、土地や家、由来に結びつかない話、俗信、年中行事、神事のようなストーリー性のない土地の伝承、民謡なども「民間説話」に分類している。

『日本伝説叢書』の「民間説話的伝説」での範囲は、雑然としてゐるように感じる。しかし、これは時代が関係している。大正時代では、まだ「伝説」の範囲が確定されていなかった。

柳田国男は『伝説』¹⁶の冒頭で、「伝説」という言葉が使われ

じめた時期を述べる。

伝説が一つの日本語として通用するやうになつたのは、ほんの近頃からのことである。現在この言葉を以て呼んで居る言ひ文へは、無論いつとも知れない大昔からあり、一方には又文字を識つた人たちは、伝説といふ語を時々は使つて居たのだが、それが今日我々のいふ「伝説」ばかりを、言ひ表はすものともきめては居なかつた。四十年ほど以前、高木敏雄氏と其友人などが、頻りにこの問題を論じた際に、始めて独逸語でザァゲ、仏蘭西語でレジヤンドといふ語とほゞ近い意味に、この「伝説」の文字を用ゐ、それが又忽ちに全国の口言葉にもなつたのである。高木氏の書いたものは、『日本神話伝説の研究』といふ本に大よそ纏められて居る。同じ人は又東京朝日新聞に頼まれて、其頃ちやうど全国から募集した伝説の選者となり、後にそれを整理して一冊の本にして世に送つた。是が伝説の興味を我邦に普及させたと共に、自然にこの言葉の限界をきめる結果にもなつたことは、私たちが先づ活きた証人である。但し其範囲は僅かばかり、我々の考へて居るところと違つて居るのだが、それを討究するまでにまだ世間の関心は進んで居ない。さうしてたゞこの一つの日本語だけが、むやみと国中に取囃されることになつたのである。(四五五頁)

「伝説」という言葉は、大昔からあつた。しかし、現在の概念

とは違う使われ方をしていた。現在の「伝説」の概念は、高木敏雄がドイツ語のザアゲやフランス語のレジャンドと類似した意味で「伝説」を使い始めてからだと言明する。そして、「伝説」の範囲には二種類あると説明する。

事実を有るがまゝに述べるならば、日本では伝説といふ言葉
を、人によつて今でもまだ広く又は狭く用ゐて居るのである。
広いといふのはすべての前代からの語り伝へ、口で人々が暗
記して居るものは申すに及ばず、かはつた信仰や行事などの、
問へば何とか説明してくれるものも、皆伝説だとする見方
である。是に対してその伝承のほんの一種類、しかも我邦に限
つて特殊に発達し、且つ途方も無く豊富に隅々まで分布して
居る語り方のものだけを、伝説と謂はうとする狭い解釈があ
るのである。この二つはさういつ迄も両々対立して居るわけ
に行かぬ為であらうか、輪廓は幾分かばやけては居るが近頃
の口言葉では、追々に後の方に統一せられようとする傾きが
見える。さうして自分が爰で考へて見たいのも、やはりその
狭い意味の「伝説」の方なのである。(四五六頁)

「伝説」の範囲には、広義と狭義の解釈があると説明する。箇
条書きすると、

広義の解釈：信仰や行事も含む、土地の伝承全般

狭義の解釈：日本で発達し、日本各地に伝承されている語り物

となる。柳田国男は、狭義の解釈が「伝説」だと考え、「伝説」
の概念を作り上げていった。¹⁾ 反対に、藤澤衛彦は、広義の意味
で「伝説」を捉えていた。そのため、昔話や世間話、俗信や民
謡など、幅広い土地の伝承を包括して「伝説」だと捉え、「民間
説話的伝説」に分類した。

B 『日本伝説叢書』と『日本伝説集』で項目立てが異なる分類

分類名は同じであるが、大分類か小分類かで異なる分類がある。
『日本伝説叢書』では、「宗教的伝説」(11)、「祭神伝説」(12)、
「幽霊伝説」(18)、「竜宮伝説」(26)、「河童伝説」(30)、「湖沼
伝説」(32)と大分類にしているが、『日本伝説集』では大分類
にはない。「第十八 縁起伝説(甲 宗教的縁起伝説)」のよう
に、小分類である。

これとは逆に、「神話的伝説」(2)、「古穴伝説」(23)は、『日
本伝説集』の方が細かい分類をしている。『日本伝説叢書』では
「神話的伝説」の小分類である「神婚」を、『日本伝説集』では、
「第十六 神婚伝説」と大分類にしている。『日本伝説叢書』の
「古穴伝説」(23)も、『日本伝説集』では、「第八 椀貸穴伝説」、
「第九 抜穴伝説」と二つに分類している。

「英雄伝説」(5)は、『日本伝説叢書』、『日本伝説集』ともに、
大分類である。ただし、『日本伝説叢書』では、「英雄伝説」(説
明、出生、自尽、徘徊、隠遁、戦争、妖怪)と、モチーフによ

り細かく分類している。しかし、『日本伝説集』では、「第十三英雄伝説」と分類しているだけである。

『日本伝説叢書』の「美人伝説」(6)は(貞操、処女、受胎、船橋、妻争、小町式、咲耶姬式)と、「英雄伝説」と同じく、モチーフで細かく分類している。そして、人間の女の伝説である。『日本伝説集』では、『日本伝説叢書』の小分類の中の、「第十四妻争伝説」と「第十五 船橋伝説」を大分類にしている。それに加えて、『日本伝説集』では、「イ 竜尾男鹿の神軍」、「ロ 早池峯山、岩手山、姫神岳」と、山を擬人化した伝説も「妻争伝説」に分類している。

C 『日本伝説叢書』だけの分類

『日本伝説叢書』には、『日本伝説集』にはない分類名がある。『妖怪変化伝説』(15)、「墳墓伝説」(22)、「天界神話」(24)、『日本伝説叢書』広告には記されているが、伝説は収録されていない。「姥捨伝説」(28)、「八百比丘尼伝説」(29)、「史伝的伝説」(38)、「音楽的伝説」(40)、「器物伝説」(41)である。「妖怪変化伝説」、「姥捨伝説」、「八百比丘尼伝説」、「音楽的伝説」、「器物伝説」は、『日本伝説集』では、伝説が集まらなかったために分類しなかった可能性も考えられる。

しかし、「墳墓伝説」と「史伝的伝説」は、現在の「伝説」の概念からは外れている。この二つの分類は、藤澤衛彦が、独自

に項目立てたものである。

藤澤衛彦の考えが反映された「墳墓伝説」と「史伝的伝説」を考察する。

高木敏雄は「東京朝日新聞」(明治四十四年十二月十八日)の「民間伝説及び童話募集」の紙面で、福島X生の質問に対し、伝説の範囲を次のように答える。

民間伝説の材料御地方に沢山有之候由何卒頂戴仕たく候但し御たづねの義民太郎右衛門の話の如きは所謂実録小説の範囲に属すべきものには無之歟と存候今度蒐集を思立候民間伝説は既に国民全体の所有と成りたる国民伝説や歴史の実録の類と異り一地方の山川湖沼森林原野人物風習典礼などに関して口碑に存ずる伝説の義にて委細のことは茲に述べがたく候へば近日中より発表仕候実例にて御了解願上候併し例の義民のことも其筋だけ簡単に承りたく候

「義民太郎右衛門の話」は実録小説のため、募集している伝説とは異なる」と説明する。福島X生の質問文は掲載されていないため、「義民太郎右衛門の話」の詳細がわからない。回答で、話の粗筋を送ってほしいと書いていることから考えると、高木敏雄も話の筋が不明のまま、「義民太郎右衛門の話」を伝説ではないと答えたと推測できる。

『日本伝説叢書』では、義民に関する話は、「史伝的伝説」(史

伝)に分類されている。

「史伝的伝説」(史伝)【佐渡の巻】「本間太郎右衛門の墓」二四〇頁

佐渡三堂の一つ、二宮村大字山田の宗念堂(御維新迄、三千刈の領地があつた。)の境内に、昔の山田村の中使(後、名主と改めらる。)で、宝暦二年七月十八日に強訴の罪に問はれて斬に処せられた本間太郎右衛門の墓といふ物がある。(別に八幡村大字八幡小字辰巳【たつみ】にも、その記念碑が建つてゐる。)太郎右衛門の名は、昔の雑太郎山田村の著姓で、彼又中使の職を襲いで太郎右衛門となり、元文元年、官に請うて、八幡村のうちの荒原を開墾して、新村を開き、辰巳村と名けて、これに移住し、別に一家をなしたが、延享・寛延の凶作に、然も柵米の年増を歎き、国民の重税苛役を救はんと、屢々其軽減を奉行所に嘆願して容れられず、秘かに同志と謀つて、全国の名主を会し、減粗・減税の事を、幕府に哀訴せんことを協議し、自ら願書を草し、惣代五人を携へて江戸に出で、之を幕府に上らしめたところ、幕府は直に之を容れ、奉行を免じ、属吏數十人を処刑し、大に国政を改革した。然しながら、太郎右衛門も亦、結党強訴の罪法の免すべき所でない、彼も亦斬に処せられたのであつた。(相川太郎右衛門の婿の項参照)「佐渡四民風俗」に、次の記録が残つてゐる。…以下略…

例として、幕府に強訴したために処刑された、本間太郎右衛

門の話挙げたが、「史伝的伝説」(史伝)は、すべて土地に実在した人物の経歴、逸話である。

「史伝的伝説」(稗史)【伊豆の巻】「為朝古跡」三八二頁

大島は、鎮西八郎為朝が、保元の役後、臂筋を断ち切られて、十八歳にして配流になつたところとして、その古跡を存してゐる。配流後は、大島の司三郎太夫忠重を服して、其娘鰯江を妾として、為丸(後、島冠者為朝)・朝雅(後に、足利義康の養子となり、足利太郎義包といふ)・島君の三人を生し、女護が島(八丈島。又、新島)に渡つては、草履の縁(此島の入江に処女の草履を出し置き、島に渡る男子の履けるにまかして、その夫さだめをする。)によつて、烈婦長女を妾として、こゝに太郎丸・次郎丸の二子を生した。かくて、大島を始め、三宅・八丈・美針・漢の五島を渡り続べ、遂には、琉球を威服して、痛快な十年を送るうちに、租税奪掠の罪に問なれて、嘉応二年に、伊豆介の襲撃に逢つた。此時、為朝は、最後の一箭に、平船を沈めて、弓の矛りを示し、三十二歳で自尽し果てたといふことである。(保元物語一口碑)

曲亭馬琴の「弓張月」出でてより、鎮西八郎為朝の伝説は喧しく、嘉永四年辛亥初春に、東都若林堂から新梓になつた楽亭西馬の「弓張月春廻宵棠」出づる頃には、島の為朝の稗史は、全く事実なるが如くに信ぜられんとしてゐた。碑に、島司の娘鰯江は、為朝の妾となつて、三男を生まし、女護島

の長女、又為朝の妾となつて二男を生ますなどいひ伝へ、その名を伝承せるもの、多く、稗史の転じて、島の伝説となつたものが多い。(小島宇都木の為朝廟参照。) (大島には、香殿と呼ばれる小社が、全島に分布されてゐる。香殿は為朝を祀るといふ。)

大島に流罪になつた、源為朝の伝説である。為朝伝説は、江戸時代の戯作者、曲亭馬琴が書いた『椿説弓張月』によつて流布し、大島の為朝伝説は史実のようになってゐると解説する。

このほか、「伏姫が窟」(『安房の巻』五七〇―九六頁)は『南総里見八犬伝』、「朝夷と小人」(『安房の巻』二二五―二三三頁)は『朝夷巡島記』、「児雷也」(『信濃の巻』一六三―一六四頁)は『児雷也豪傑譚』という書物により、登場人物が土地と結びつき、伝説化したと記す。

江戸時代の戯作者によつて創作された話の登場人物が、物語の舞台となつた土地で、実在の人物のように扱われ、伝説になつた話を「史伝的伝説」(稗史)に分類してゐる。

「史伝的伝説」(逸話的)

実在の人物の話である。「一茶」(『信濃の巻』六七―七二頁)、『鼠樓栗新左衛門』(『和泉の巻』二八―二九頁)、『千利休』(『和泉の巻』九三―一〇三頁)と、その土地の著名な人物の逸話を「史伝的伝説」(逸話的)に分類してゐる。

「史伝的伝説」(御幸)【播磨の巻】「御着」一一二頁】

御田野村大字御着の地は、俚俗に、白河の法皇御幸の道といつてゐるが、実は花山院か後醍醐帝かの誤りであらう(「播陽古跡便覧」)とも、神功皇后三韓征伐の後、御着の陸地(昔は、見野村迄南海の入江であつたといふ。)とも(「播磨鑑」)、国分寺建立の時(聖武天皇の時代)勅使の仮屋を営ふ処(「牛堂山縁起」)とも言はれてゐる。

帝や上皇、法皇、皇后がその土地に行幸した伝承を、「史伝的伝説」(御幸)に分類してゐる。

「史伝的伝説」(歌舞伎)

「熊谷直実」(『北武蔵の巻』二八五―二九五頁)の『一ノ嫩軍記』や「貫一と宮」(『伊豆の巻』一四五―一九六頁)の『金色夜叉』のように、歌舞伎や小説、お伽草子の登場人物の伝承、梗概、藤澤衛彦の考察などを、「史伝的伝説」(歌舞伎)に分類してゐる。

「墳墓伝説」(墳墓)【播磨の巻】「小寺職隆の墓」一三二頁】

妻鹿村国府山の麓に、築垣厳重なる石塔の存するもの、姫路城主であつた、小寺美濃加守職隆の墳墓と言ひ伝へてゐる。(「播磨名所巡覧図会」)

D 分類の配列

「墳墓伝説」(墳墓)は、二二三話と非常に多く収録されている。その土地の歴史上の人物や著名な人物の墓があるという伝承であり、ストーリー性が少ないものが多い。

「墳墓伝説」(物塚)【明石の巻】「和泉式部の塔」二二三～二三四一頁】野口村大字阪元の小字田坂とも下居坂ともいふ地の敷中にある塔は、和泉式部が、書写詣の時に建てた宝経印塔であると云ひ伝へられてゐる。(「播磨鑑」「播磨名所巡覧図会」)

歴史上の人物が物を埋めた、塔などを建てた伝説を、「墳墓伝説」(物塚)に分類している。

「墳墓伝説」(比翼塚)

「二つ塚」(「播磨の巻」二二七～二二八頁)の一話しか収録されていない。そのため、分類基準がわかりにくい、が、男女の恋愛に関連する塚の伝承を「墳墓伝説」(比翼塚)に分類したと思われる。

「史伝的伝説」では、実在の人物、架空の人物に限らず、著名な人物の行動、逸話などの話を分類する。「墳墓伝説」では、歴史上の人物の墓があるという伝承を分類する。どちらも、その土地の著名な人物の伝承である。しかし、「史伝的伝説」、「墳墓伝説」ともに、現在の定義では、「伝説」ではない。

【表2】『日本伝説叢書』と『日本伝説集』の配列

藤澤衛彦『日本伝説叢書』	高木敏雄『日本伝説集』
神話 【説明伝説・神話的伝説・開闢伝説・巨人伝説】	神話 【説明神話的伝説・巨人伝説及阿岳背競伝説・】
人間 【英雄伝説・美人伝説・(天女伝説)人間と神・怪異】	自然 【九十九伝説・樹木伝説・石伝説】
人間と神・怪異 【長者伝説・金鶏咒咀伝説・九十九伝説・宗教的伝説・祭神伝説・犬神及猿神伝説・鬼魔伝説・妖怪変化伝説・怪奇伝説・山姥伝説・幽霊伝説・人柱伝説】	説明 【城跡伝説及長者伝説・金鶏咒咀伝説】
説明 【城跡伝説・白馬伝説・墳墓伝説】	水界 【梶穴伝説・抜穴伝説・沈鐘伝説・水界神話的伝説】
水界 【古穴伝説・天界伝説・水界神話・童宮伝説・養老伝説・(姥捨伝説・八百比丘尼伝説・河童伝説)】	人間と神・怪異 【天神伝説及人狼伝説・英雄伝説・妻争伝説・船橋伝説・神婚伝説・義犬塚一名猿神退治伝説・縁起伝説・民間信仰篇・人柱伝説】
自然 【山岳伝説・湖沼伝説・沈鐘伝説・岩石伝説・草木伝説】	説話 【民間説話篇・天然伝説・准天然伝説】
説話 【民間説話的伝説・天然伝説・史伝的伝説・特殊動物伝説・音楽的伝説・器物伝説】	民間説話的伝説・天然伝説・史伝的伝説・特殊動物伝説・音楽的伝説・器物伝説

最初が「神話伝説」であることは、『日本伝説叢書』、『日本伝説集』ともに同じである。しかし、それ以降が異なる。

『日本伝説叢書』では、「英雄伝説」、「美人伝説」と、人間に關する伝説である。次が、人間と神、怪異に關する伝説である。その次が、「城跡伝説」、「白馬伝説」、「墳墓伝説」と、事物の由来を説明する伝説である。そして、水界、自然に關する伝説へと続く。神々の話から人間の話、自然の話へと配列していることがわかる。

『日本伝説集』では、神話の次が自然、事物の由来を説明する伝説、水界、そして人間と神、怪異に關する伝説である。神々の話の次は、人間の力が及ばない自然の話、人間が關わる話へと分類を配列している。

人間が關わる伝説の配列が、『日本伝説叢書』と『日本伝説集』では異なっていることがわかる。

三、『日本伝説叢書』の編纂

地域の伝説を一冊にまとめる『日本伝説叢書』の編集方法は、現在では一般的である。しかし、柳田国男は『木思石語』で、『日本伝説叢書』の編集方法を批判する。

さうかと言つて同じ民族の、始終交通をして居る各地方の間を、或は武蔵の伝説とか播磨の伝説とかいふやうに區別する

ことは、単に採集家の手帖の都合ならば兎に角、之を分類法と名づけることは出来ないやうである。所謂地方色は、何れも必ず後代の変化にのみ認められるもので、伝説の本質又は發生状態とは關係が無い。寧ろそれがある為にいよく対照を必要とし且つ流伝の法則が推定せられるのである。民族が同じである限り、離れて住んで居ても永く重要な共通を持つて居ることが、伝説の特色である。中世以後割拠によつて其事實を發見し得なかつたことは、伝説の衰微であり又歴史の紛雜でもあつた。それが再び整理せられて、次第に元の姿に立ち復る様になつたのが、自由なる今日の旅行の御蔭だとすれば、分類とは当然に県境郡境を突切らなければならぬわけである。自分などの僅かな実験によるも、土地々々の蒐集家は隣を知らず、又適當な標語を知らぬ為、銘々が非常にむだな骨折をして居る。一たび同種の伝説が同様の条件の下に、次から次へ發生し得るものだといふことさへ心づけば、後には名称によつて型を定め、大部分の重複を筆記せずに覚えて居られるのに、いつ迄も丸写しに苦勞して、却つて肝要なる変化の点を看過しようとしたのである。村誌や郡誌の正確なものを作らうといふ人々は、或は義理にも故老の話を省略することが出来ないか知らぬが、それを集めて研究すべしと唱へながら、なほ伝説叢書のやうに国分けの方法を採つたのは、少なくとも読者に対して不親切なことであつた。¹⁹⁾

柳田国男は、日本人という同じ民族であるため、距離は離れていても同種の伝説のはずだと考えた。そのため、地方ごとの特色は、伝説が発生した後に変化して出来たものであり、伝説の本質とは関係がないと説明する。この考えは、柳田が伝説に関心を持った初期の頃から一貫している。明治四三年（一九一〇）に発表した「伝説の系統及分類」でも、

私の見る所では、国の端々に亘つて各の山各の川には必ず夫々の伝説が附随して居るけれども、其形式には共通の点が多く、数百千の昔物語は之を分類して見れば僅々十五種か二十種に纏まつて居ると思ふ。而も同種類の伝説と云へば甲乙の間にも常に大なる差異が無いのみならず、各種の伝説の間にも必ず顕著なる脈絡系統がある。此事實は即ち奥州の外ヶ浜も筑紫の果も甚だ近い血族であること。並に中世の交通が意外に親密であつたことを証するものである。此頃物の序に諸国の古伝説を少しく集めて見て、偶然にもこの愉快なる現象を発見したのである。

と記す。日本の伝説には共通点が多いのは、日本人という同一の民族であること、中世の交通が親密であつたため、距離の離れた地域でも交流があつたためだと説明している。

柳田国男は、日本で伝承されている伝説の本質は同じであり、地域による違いは、伝説が伝承されるにつれ変化したからだと

考えた。そのため、『日本伝説叢書』のような、地域ごとに編纂する方法は無意味だと述べる。

一方、藤澤衛彦は地域ごとの伝説の特色を説く。『日本伝説叢書』各巻の冒頭では、地域における伝説の特徴を説明する。

【「北武蔵の巻」緒言】

北武蔵に於ける伝説の特異なる点は、昔、坂東武者の根拠地であつただけ、英雄伝説と説明伝説との非常に多い事と、海に接してをらないので、海の伝説の皆無である事等である。

【「信濃の巻」緒言】

山の信濃には、山岳伝説が非常に多い。木曾山脈の主峯駒ヶ嶽、赤石山脈の主峯赤石嶽を始め、いつも三筋の糸を曳く浅間山（山岳出現伝説）、夏でも寒い木曾の御嶽（山間英雄伝説）から、飯縄山（祭神説明伝説）、九頭竜山（宗教的縁起伝説）、一夜山（九十九伝説）、一重山（歌謠伝説）、焼棚山（怪火伝説）、八ヶ嶽（飛脚箆伝説）、虫倉山（馬屋の神馬伝説）、四阿山（地名説明伝説）、鴻の巣（変態伝説）、虚空蔵山（何ちゃもんちや伝説）、金峰山（笹伏伝説）、立科山（怪奇伝説）、二つ山（民間禁呪）等、各特異の伝説を秘めてゐる。…中略…かうした多くの山岳中、活火山たるものは、浅間・御嶽の二山であるが、休止火山は豊富で、中には、山貌既に著しく頽毀して、火山たる事を識別し難いものも多い。けれども、

其余勢、猶温泉となつて露れ、澁（高梨家に関する伝説）、白骨（化石伝説）、中房（鬼賊退治英雄伝説）、山辺（地名説明伝説）、田中（民間説話的伝説）沓掛（石芋伝説）、別所（湧泉伝説）、の諸温泉、雉子の湯（地名説明伝説）、綿の湯（湧泉伝説）、鹿教湯（地名説明伝説）等、温泉地特異の伝説も多分にある。

【伊豆の巻】緒言

半島の中央に峭起してゐる天城嶺は、伊豆を自ら南北に別ち、嶺南を奥伊豆（賀茂）と呼び、嶺北を口伊豆（田方）と称へてゐるが、歴史の事件が、最も口伊豆に醸されてゐたので、伊豆の伝説は、過半此地方に存してゐると言つてよく、且、歴史の事件が多分に持上げられてゐる土地だけに、其伝説も歴史上の事件と並んだ説明的伝説が最も多いのである。

殊に、平治の乱後蛭小島に流されて来た源頼朝に関する伝説の夥しい事は、殆んど数ふるに辺もあるまい。…中略…

翻つて、奥伊豆を見るに、天城嶺を隔て、交通の不便の地であつたためか、自ら口伊豆の秘めてをる伝説とは異なるものがある。大蟹の伝説といひ、石廊権現の伝説といひ、下田富士の伝説といひ、民間説話的たる怪異の伝説に富んでゐる傾になつて、僅に昔下河津に曾我兄弟の偲ばる、史的伝説と、頼朝が旗上当時の主なるものがあるばかりで、此地を縦横闊歩した説明的英雄伝説の伝はれるものは甚だ稀である。

【下総の巻】緒言

下総には、伝説的人物として、世間に有名となつてゐる者が二人ある。一人は、相馬に偽都を構へて、平新皇と僭称し、天慶の御代を乱したと伝へられてゐる平将門、今一人は、佐倉宗五郎の名に知られた印旛郡公津村の義人、所謂三百八十九箇村の民に代り、強訴の罪を犯したといふ台方の大庄屋木内宗吾、この二人である。

『北武蔵の巻』では、北武蔵には、海がないために、海に関する伝説がない。『信濃の巻』では、信濃には山が多いため、山岳伝説と温泉伝説が多い。このように、地形が伝説の発生や伝承にも影響していることを説明する。また、土地と歴史上の人物との結びつきも指摘する。『伊豆の巻』では、源頼朝が伊豆に流されたため、源頼朝の伝説が多い。『下総の巻』では、平将門が相馬に偽都を構えたため、平将門に関する伝説が多い。土地に縁がある歴史上の人物の伝説が多く伝承されていることを説明する。藤澤衛彦は、「伝説」が作り出されるのには、その土地の地理的環境と歴史上の人物が関係していると考えたのではないか。

柳田国男は、各地に伝承されている「伝説」から、日本の伝説の本質を見ようとした。そのため、本質とは関係のない、地域による違いを取り上げようとはしなかった。それに対して、藤澤衛彦は、「伝説」の生成理由を見ようとしたのではないか。「伝説」が生成される理由には、地域の地形、歴史があると考えた。そのため、地域別の『日本伝説叢書』を編纂したのではないか。

四、おわりに

本稿では、『日本伝説叢書』の分類を中心に考察した。

『日本伝説叢書』では、現在の「伝説」の概念では「伝説」には含まない、雑多な伝承が、「伝説」として収録されている。そのため、混沌とした印象を受ける。しかし、高木敏雄が使い始め、柳田国男が理論を築き上げた、現在の「伝説」の概念が確立する前は、土地で伝承される事物の由来だけではなく、ストーリー性のない俗信や民俗、年中行事までも「伝説」に含める、広義の考え方もあった。藤澤衛彦は、広義の概念で「伝説」を捉えていたため、現在の「伝説」の概念にはあてはまらない伝承も『日本伝説叢書』に収録した。藤澤衛彦の考えもあるだろうが、時代の影響もあるだろう。

『日本伝説叢書』と『日本伝説集』の分類名は類似している。藤澤衛彦が『日本伝説叢書』を出版する四年前、高木敏雄は『日本伝説集』を出版している。藤澤衛彦は『日本伝説集』の分類名を参考にして、『日本伝説叢書』の分類名を決めたのであろう。しかし、大分類にするか、小分類にするかに差違がある。高木敏雄は分類を系統立てて考えていたが、藤澤衛彦は無自覚に分類した傾向が見られる。

そして、藤澤衛彦は、土地に縁がある歴史上の人物の墓の場所を「墳墓伝説」に分類した。そして、土地の著名な人物に関

する話や創作された話の登場人物に関する話を「史的伝説」に分類した。歴史上の人物の伝説は、「英雄伝説」、「美人伝説」にも分類されている。この二つの分類は、モチーフ毎に細かく分類されている。藤澤衛彦は人物に関する伝説を重視していたことがわかる。

このことは、『日本伝説叢書』と『日本伝説集』の分類の配列からもわかる。『日本伝説叢書』では、神話的伝説の次に、人間に関する伝説を位置づける。藤澤衛彦は、歴史上の人物に関する伝説を重視したのではないか。柳田国男が人物名などの固有名詞ではなく、『日本伝説名彙』²⁾で木や石などの事物により分類したことは、考え方が異なる。

柳田国男は、伝説の本質を捉えようとした。そのため、本質とは関係のない、土地ごとの特徴には目を向けなかった。一方、藤澤衛彦は、伝説の生成理由に注目したのではないか。その土地の地理や歴史が伝説の生成に関係していると考えたため、歴史上の人物の伝説を細かく分類したり、話にはなっていない伝承も『日本伝説叢書』に収録したのではないか。

藤澤衛彦の伝説の概念、伝説から何を見いだすが、柳田国男とは異なっている。また、高木敏雄の分類と比較してもわかるように、理論的ではない。そのため、これまで問題にはされてこなかった。しかし、伝説を地理的環境、歴史と結びつけて考えようとするなど、現在の伝説研究に通じる点もある。藤澤衛彦の伝説研究を再評価すべきではないだろうか。

附記

本論文は、二〇一五年六月七日に國學院大學で行われた、第三九回日本口承文芸学会での口頭発表を加筆・修正したものである。貴重なご意見をいただき、諸先生方に感謝申し上げます。本稿では触れられなかった、『日本伝説叢書』に収録された伝説の典拠については、別稿で論じたい。

注

- (1) 朝日新聞社（鈴木兼吉）編著『山の伝説と情話』一九二二
朝日新聞社。藤澤衛彦は「日本山岳伝説系統と其の環境に
就いて」、高木敏雄は「山岳伝説所感」を掲載している
- (2) 朝日新聞社（鈴木兼吉）編著『海の伝説と情話』一九二三
朝日新聞社。高木敏雄は一九二二年十二月に亡くなったた
め、藤澤衛彦のみが寄稿したのであろう
- (3) 『日本伝説集』は、二〇一〇 筑摩書房（ちくま学芸文庫）
による。以後、『日本伝説集』の引用は、同書による
- (4) 『東京朝日新聞』一九二一年十二月七日から募集している。
『朝日新聞』（復刻版）明治編 二〇〇二 日本図書セン
ター。以後、『朝日新聞』の引用は、同書による
- (5) 拙稿「伝説研究史再考―藤澤衛彦の伝説研究の背景―」
『昔話伝説研究』第三十号 二〇一〇を参照
- (6) 『播磨の巻』は掲載していない。『北武蔵の巻』と『阿波の巻』
には「古城址」の他に「国郡司」も掲載している
- (7) 『日本伝説叢書』の伝説では、「参照」として、刊行されて
いない巻名が記されている。巻名は以下の通り。陸奥の巻・
下野の巻・上野の巻・近江の巻・越後の巻・越中の巻・能
登の巻・越前の巻・若狭の巻・磐城の巻・中武蔵の巻・東
京の巻・相模の巻・甲斐の巻・駿河の巻・尾張の巻・伊勢
の巻・志摩の巻・山城の巻・摂津の巻・大和の巻・丹波の
巻・丹後の巻・京都の巻・因幡の巻・伯耆の巻・出雲の巻・
石見の巻・備中の巻・備後の巻・長門の巻・紀伊の巻・淡
路の巻・金毘羅の巻・土佐の巻・筑前の巻・肥前の巻・佐
賀の巻・肥後の巻・琉球の巻
- (8) 藤澤衛彦『日本伝説研究』第三巻 一九三一 六文館
- (9) 藤澤衛彦編著『日本歌謡叢書 日本俗謡』(一九二一
日本伝説叢書刊行会)と、藤澤衛彦編著『日本歌謡叢書
日本の流行唄』(一九二二 日本伝説叢書刊行会)の巻末
に掲載された広告によると、一冊二円五十銭で、見本とし
て分冊する場合は三円であった。後に、二円二十銭、分冊
は一冊単価二円七十銭（郵税十二銭）に変更した。（『日本
伝説叢書』同封の広告 筆者蔵）
- (10) 藤澤衛彦『図説日本民俗学全集 第一巻 神話・伝説編』
一九五九 あかね書房 一五三頁
- (11) 日本伝説学会編『伝説』第一巻〜第三巻（一九二六〜
一九二七）所収の『日本伝説叢書』の広告による。「会員

名簿焼失に就き旧会員の住所氏名至急御通知を乞ふ、「本書は刊行以来未曾有の好評を博したるも、過般の大震災に不幸にして原稿・紙型共に烏有に帰し一時刊行中止の止むなきに至りしが、編著者の殆ど不眠不休の努力によつて今夏より続刊の運びとなるもの、旧会員は勿論、汎く世の同情と御援助を希ふ。」と記す

(12) 藤澤衛彦『純日本童話集 第一集 滑稽童話集』一九二二国民書院 一八九頁。なお、「ちよんきりのちよんさん」の『日本昔話大成』での話型名は「長い名の子」である

(13) 片山寛『英文みだれ草』一九一六 富山房

(14) 注(9) 参照

(15) 『北武蔵の巻』の「緒言」での分類の説明と『日本伝説集』の「著者による解説」での説明が類似している

(16) 初出は一九四〇年。以後、『伝説』の引用は、『柳田国男全集』第十一卷 一九九八 筑摩書房による

(17) 柳田国男は『民間伝承論』（初出は一九三四年）でも、「伝説といふ語は今日稍其範圍が定つて来たやうであるが、まだ曖昧な使ひ方をして居る人が、是を研究して居ると思はれて居る側の人々の中にもある。」と「伝説」の範圍が定まっていないことを述べる。『柳田国男全集』第八卷

一九九八 筑摩書房 一五六頁

(18) 「墳墓伝説」（糠塚）は、『日本伝説集』第六 城跡伝説及長者伝説（甲 城跡伝説）の「イ 姫神山」に「糠塚伝

説」のモチーフがある。「墳墓伝説」（貝塚）は、伝説が記載されていない

(19) 「木思石語 四」『旅と伝説』一九二八年十一月。『柳田国男全集』第十三卷 一九九八 筑摩書房 二五二頁

(20) 初出『太陽』第十六卷十六号 一九一〇年十二月。『柳田国男全集』第二十三卷 二〇〇六 筑摩書房 七一〇頁

(21) 柳田国男監修『日本伝説名彙』一九五〇 日本放送出版協会（せきね・あやこ／國學院大學）